

公共料金の支払方法

- (1) 電気料金は請求日が属する月の管理者が支払うものとする。
(例) 4月の請求金額の中には前月(3月)の使用分が含まれているが、4月請求分については請求日が属する4月の管理者が支払う。
- (2) 上下水道料は請求日が属する月の管理者が支払うものとする。
(例) 4月の請求金額の中には前月(3月)の使用分が含まれているが、4月請求分については請求日が属する4月の管理者が支払う。
- (3) 電話使用料金は請求日が属する月の管理者が支払うものとする。
(例) 4月の請求金額の中には前月(3月)の使用分が含まれているが、4月請求分については請求日が属する4月の管理者が支払う。
- (4) NHK受信料の支払いは請求日が属する年度の管理者が支払うものとする。

※上記公共料金の支払については、支払期間内に支払うものとし、電気の消し忘れや水道の漏水等で高額な料金請求があった場合、市及び市教育委員会は支払義務を負わない。